

発行登録追補目論見書

2024年7月

新関西国際空港株式会社

【表紙】

【発行登録追補書類番号】4-近畿1-4

【提出書類】発行登録追補書類

【提出先】近畿財務局長

【提出日】2024年7月10日

【会社名】新関西国際空港株式会社

【英訳名】NEW KANSAI INTERNATIONAL AIRPORT COMPANY, LTD.

【代表者の役職氏名】代表取締役社長 保田 亨

【本店の所在の場所】大阪府泉南郡田尻町泉州空港中1番地

【電話番号】072-455-4030

【事務連絡者氏名】常務取締役兼常務執行役員 源田 博文

【最寄りの連絡場所】大阪府泉南郡田尻町泉州空港中1番地

【電話番号】072-455-4030

【事務連絡者氏名】常務取締役兼常務執行役員 源田 博文

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】社債

【今回の募集金額】

第38回社債（一般担保付）（5年債）	10,000,000,000円
第39回社債（一般担保付）（10年債）	5,000,000,000円
計	15,000,000,000円

【発行登録書の内容】

提出日	2022年7月15日
効力発生日	2022年7月31日
有効期限	2024年7月30日
発行登録番号	4-近畿1
発行予定額又は発行残高の上限（円）	発行予定額 130,000百万円

【これまでの募集実績】

（発行予定額を記載した場合）

番号	提出年月日	募集金額（円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）
4-近畿1-1	2022年8月5日	20,000百万円	—	—
4-近畿1-2	2022年12月2日	23,000百万円	—	—
4-近畿1-3	2023年12月1日	20,000百万円	—	—
実績合計額（円）		63,000百万円 (63,000百万円)	減額総額（円）	なし

（注） 実績合計額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）書きは、発行価額の総額の合計額）に基づき算出しております。

【残額】（発行予定額－実績合計額－減額総額）67,000百万円
(67,000百万円)

（注） 残額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）書きは、発行価額の総額の合計額）に基づき算出しております。

（発行残高の上限を記載した場合）

該当事項はありません。

【残高】（発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額） ー円

【安定操作に関する事項】該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】該当事項はありません。

目 次

	頁
第一部【証券情報】	1
第1【募集要項】	1
1【新規発行社債（短期社債を除く。）（5年債）】	1
2【社債の引受け及び社債管理の委託（5年債）】	4
3【新規発行社債（短期社債を除く。）（10年債）】	5
4【社債の引受け及び社債管理の委託（10年債）】	8
5【新規発行による手取金の使途】	9
第2【売出要項】	9
【募集又は売出しに関する特別記載事項】	10
第3【第三者割当の場合の特記事項】	12
第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】	13
第1【公開買付け又は株式交付の概要】	13
第2【統合財務情報】	13
第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約（発行者（その関連者）と株式 交付子会社との重要な契約）】	13
第三部【参照情報】	13
第1【参照書類】	13
第2【参照書類の補完情報】	13
第3【参照書類を縦覧に供している場所】	13
第四部【保証会社等の情報】	13
・「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面	14
・事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移	15

第一部【証券情報】

第 1 【募集要項】

1 【新規発行社債（短期社債を除く。）（5 年債）】

銘柄	新関西国際空港株式会社第38回社債（一般担保付）
記名・無記名の別	－
券面総額又は振替社債の総額（円）	金10,000,000,000円
各社債の金額（円）	1,000万円
発行価額の総額（円）	金10,000,000,000円
発行価格（円）	額面100円につき金100円
利率（％）	年0.783％
利払日	毎年 1 月25日及び 7 月25日
利息支払の方法	1. 利息支払の方法及び期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、2025年 1 月25日を第 1 回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後、毎年 1 月25日及び 7 月25日の 2 回に、各その日までの前半箇年分を支払う。 (2) 払込期日の翌日から2024年 7 月25日までの期間につき利息を計算するとき及び償還の場合に半箇年に満たない利息を支払うときは、半箇年の日割をもって計算する。 (3) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。 (4) 償還期日後は、利息をつけない。 2. 利息の支払場所 別記（注）12「元利金の支払」記載の通り。
償還期限	2029年 6 月20日
償還の方法	1. 償還金額 額面100円につき金100円 2. 償還の方法及び期限 (1) 本社債の元金は、2029年 6 月20日にその全額を償還する。 (2) 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。 (3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。 3. 償還元金の支払場所 別記（注）12「元利金の支払」記載の通り。
募集の方法	一般募集
申込証拠金（円）	額面100円につき金100円 申込証拠金は払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	2024年 7 月10日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	2024年 7 月22日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号
担保	本社債は一般担保付であり、本社債の社債権者は、「関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律」の定めるところにより、当会社の財産について、他の債権者に先だって自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
財務上の特約（担保提供制限）	該当事項はありません。（本社債は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。）
財務上の特約（その他の条項）	該当事項はありません。

（注） 1. 信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付

(1) ムーディーズ・ジャパン株式会社（以下「ムーディーズ」という。）

本社債について、当会社はムーディーズから A 1（シングル A ワン）の信用格付を2024年 7 月10日に取得している。

ムーディーズの信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについてのムーディーズの現時点の意見である。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産上の損失と定義している。ムーディーズの信用格付は、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動性リスク及びその他のリスクについて言及するものではない。ムーディーズの信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではない。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、（明示的、黙示的を問わず）いかなる保証も行っていない。発行体又は債務の信用リスクは、発行体から入手した情報、又は公開情報に基づき評価される。ムーディーズは、信用格付を付与する際に用いる情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じている。しかし、ムーディーズは監査を行うものではなく、格付の過程で受領した情報について常に独自に確認することはできない。ムーディーズは、必要と判断した場合に本格付を変更することがある。また、ムーディーズは、資料、情報の不足や、その他の状況により、本格付を取り下げることがある。本社債の申込期間中に本社債に関してムーディーズが公表する情報へのリンク先は、ムーディーズのホームページ（https://www.moody's.com/pages/default_ja.aspx）の「当社格付に関する情報」の「レポート」コーナーの「プレスリリース - ムーディーズ・ジャパン」をクリックして表示される「レポート」に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下の通り。

ムーディーズ：電話番号 03-5408-4100

(2) 株式会社日本格付研究所（以下「JCR」という。）

本社債について、当会社はJCRからAA+（ダブルAプラス）の信用格付を2024年7月10日に取得している。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与に当たり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的又はその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本社債の申込期間中に本社債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ（<https://www.jcr.co.jp/>）の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」（<https://www.jcr.co.jp/release/>）に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下の通り。

JCR：電話番号 03-3544-7013

(3) 株式会社格付投資情報センター（以下「R&I」という。）

本社債について、当会社はR&IからAA（ダブルA）の信用格付を2024年7月10日に取得している。

R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定通りに履行される確実性（信用力）に対するR&Iの意見である。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがある。

利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったとR&Iが判断した場合、発行体格付又は保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。

一般に投資に当たって信用格付に過度に依存することが金融システムの混乱を引き起こす要因となり得ることが知られている。

本社債の申込期間中に本社債に関してR & I が公表する情報へのリンク先は、R & I のホームページ (<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>) の「格付アクション・コメント」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるレポート検索画面に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下の通り。

R & I : 電話番号 03-6273-7471

2. 社債、株式等の振替に関する法律の適用

本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）（以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受ける。

3. 期限の利益喪失に関する特約

当会社は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、本社債について期限の利益を失う。

- (1) 当会社が別記「償還の方法」欄第2項又は「利息支払の方法」欄第1項の規定に違背したとき。
- (2) 当会社が発行する本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来したにもかかわらずその弁済をすることができないとき。
- (3) 当会社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、若しくは当会社以外の社債又はその他の借入金債務に対して当会社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行がされないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が10億円を超えない場合は、この限りでない。
- (4) 当会社が破産手続開始、再生手続開始若しくは更生手続開始の申立をし、又は取締役会において解散（合併の場合を除く。）の決議を行ったとき。
- (5) 当会社が破産手続開始、再生手続開始若しくは更生手続開始の決定、又は特別清算開始の命令を受けたとき。
- (6) 当会社が関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律の定める業務の全部若しくは重要な一部を休止若しくは廃止した場合、又はその他の事由により本社債の社債権者の権利の実現に重大な影響を及ぼす事実が生じた場合で、社債管理者が本社債の存続を不適当であると認め、当会社にその旨を通知したとき。

4. 期限の利益喪失の公告

本（注）3の規定により当会社が本社債について期限の利益を喪失したときは、社債管理者はその旨を本（注）5(2)に定める方法により公告する。

5. 公告の方法

- (1) 当会社は、本社債に関し、本社債の社債権者の利害に関係を有する事項であって、社債管理者が社債権者にこれを通知する必要があると認める事項がある場合は、これを公告する。
- (2) 本社債につき公告の必要が生じた場合は、法令又は契約に別段の定めがあるものを除き、当会社の定款所定の電子公告（ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、当会社の定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪府で発行される各1種以上の新聞紙にこれを掲載することにより行う。重複するものがあるときは、これを省略することができる。）又は社債管理者が認めるその他の方法によりこれを行う。また、社債管理者が社債権者のために必要と認められる場合には、社債管理者の定款所定の公告方法によりこれを行う。

6. 本社債の発行要項の変更

- (1) 当会社は、社債管理者と協議のうえ、本社債の社債権者の利害に影響を及ぼす事項を除き本社債の発行要項を変更することができる。
- (2) 本（注）6(1)に基づき本社債の発行要項が変更されたときは、当会社はその内容を本（注）5(2)に定める方法により公告する。ただし、当会社と社債管理者が協議のうえ不要と認めた場合は、この限りでない。

7. 社債権者集会

- (1) 本社債の社債権者集会は、法令に別段の定めがある場合を除き、当会社又は社債管理者がこれを招集するものとし、法令に定める手続に加えて、社債権者集会の日の3週間前までに、社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号に掲げる事項を公告する。当該公告をした場合、招集者は、社債権者集会の日の1週間前までに社債権者の請求があったときは、直ちに、社債権者集会参考書類及び議決権行使書面を当該社債権者に交付する。
- (2) 本社債の社債権者集会は東京都において行う。

- (3) 本社債及び本社債と同一種類の社債の総額の合計額（償還済みの額を除く。また、当会社が有する当該種類の社債の金額の合計額はこれに算入しない。）の10分の1以上に当たる社債を有する社債権者は、社債等振替法第86条第3項の規定により交付を受けた書面を社債管理者に提示し、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を社債管理者に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。
- (4) 本（注）7(1)乃至(3)に定めるほか、当会社と社債管理者が協議のうえ社債権者集会に関し必要と認められる手続がある場合は、これを公告する。
- (5) 本（注）7(1)及び(4)の公告は、本（注）5(2)に定める方法による。
8. 社債管理者への事業概況等の報告義務等
- (1) 当会社は、毎事業年度、事業の概況、決算の概況等が記載された書類を社債管理者に提出する。
- (2) 社債管理者は、本社債の社債権者の利益保護のために必要と認める場合は、法令、契約又は当会社の内部規則その他の定めに反しない範囲において、当会社に対し、事業、経理、帳簿書類等に関する報告書の提出を請求することができる。
9. 社債管理者による倒産手続に属する行為
- 本社債については、会社法第676条第8号に掲げる事項について定めないものとする。
10. 社債管理者による異議
- 本社債については、会社法第740条第2項本文の規定を適用しないものとする。
11. 発行代理人及び支払代理人
- 株式会社みずほ銀行
12. 元利息の支払
- 本社債にかかる元利息は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

2【社債の引受け及び社債管理の委託（5年債）】

(1) 【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	4,000	1 引受人は本社債の全額につき共同して引受並びに募集の取扱を行い、応募額がその全額に達しない場合には、その残額を引受ける。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	3,000	
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	3,000	
計	—	10,000	2 本社債の引受手数料は額面100円につき金22.5銭とする。

(2) 【社債管理の委託】

社債管理者の名称	住所	委託の条件
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	本社債の管理委託手数料については、社債管理者に額面100円につき金0.9銭を支払うこととしている。

3【新規発行社債（短期社債を除く。）（10年債）】

銘柄	新関西国際空港株式会社第39回社債（一般担保付）
記名・無記名の別	－
券面総額又は振替社債の総額（円）	金5,000,000,000円
各社債の金額（円）	1,000万円
発行価額の総額（円）	金5,000,000,000円
発行価格（円）	額面100円につき金100円
利率（％）	年1.265％
利払日	毎年1月25日及び7月25日
利息支払の方法	1. 利息支払の方法及び期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、2025年1月25日を第1回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後、毎年1月25日及び7月25日の2回に、各その日までの前半箇年分を支払う。 (2) 払込期日の翌日から2024年7月25日までの期間につき利息を計算するとき及び償還の場合に半箇年に満たない利息を支払うときは、半箇年の日割をもって計算する。 (3) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。 (4) 償還期日後は、利息をつけない。 2. 利息の支払場所 別記（注）12「元利金の支払」記載の通り。
償還期限	2034年6月20日
償還の方法	1. 償還金額 額面100円につき金100円 2. 償還の方法及び期限 (1) 本社債の元金は、2034年6月20日にその全額を償還する。 (2) 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。 (3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。 3. 償還元金の支払場所 別記（注）12「元利金の支払」記載の通り。
募集の方法	一般募集
申込証拠金（円）	額面100円につき金100円 申込証拠金は払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	2024年7月10日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	2024年7月22日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町7番1号
担保	本社債は一般担保付であり、本社債の社債権者は、「関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律」の定めるところにより、当会社の財産について、他の債権者に先だって自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
財務上の特約（担保提供制限）	該当事項はありません。（本社債は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。）
財務上の特約（その他の条項）	該当事項はありません。

（注）1. 信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付

(1) ムーディーズ・ジャパン株式会社（以下「ムーディーズ」という。）

本社債について、当会社はムーディーズからA1（シングルAワン）の信用格付を2024年7月10日に取得している。

ムーディーズの信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについてのムーディーズの現時点の意見である。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産上の

損失と定義している。ムーディーズの信用格付は、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動性リスク及びその他のリスクについて言及するものではない。ムーディーズの信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではない。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、（明示的、黙示的を問わず）いかなる保証も行っていない。発行体又は債務の信用リスクは、発行体から入手した情報、又は公開情報に基づき評価される。ムーディーズは、信用格付を付与する際に用いる情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じている。しかし、ムーディーズは監査を行うものではなく、格付の過程で受領した情報について常に独自に確認することはできない。ムーディーズは、必要と判断した場合に本格付を変更することがある。また、ムーディーズは、資料、情報の不足や、その他の状況により、本格付を取り下げることがある。本社債の申込期間中に本社債に関してムーディーズが公表する情報へのリンク先は、ムーディーズのホームページ（https://www.moody's.com/pages/default_ja.aspx）の「当社格付に関する情報」の「レポート」コーナーの「プレスリリース — ムーディーズ・ジャパン」をクリックして表示される「レポート」に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下の通り。

ムーディーズ：電話番号 03-5408-4100

(2) 株式会社日本格付研究所（以下「JCR」という。）

本社債について、当会社はJCRからAA+（ダブルAプラス）の信用格付を2024年7月10日に取得している。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与に当たり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的又はその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本社債の申込期間中に本社債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ（<https://www.jcr.co.jp/>）の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」（<https://www.jcr.co.jp/release/>）に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下の通り。

JCR：電話番号 03-3544-7013

(3) 株式会社格付投資情報センター（以下「R&I」という。）

本社債について、当会社はR&IからAA（ダブルA）の信用格付を2024年7月10日に取得している。

R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定通りに履行される確実性（信用力）に対するR&Iの意見である。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがある。

利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったとR&Iが判断した場合、発行体格付又は保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。

一般に投資に当たって信用格付に過度に依存することが金融システムの混乱を引き起こす要因となり得ることが知られている。

本社債の申込期間中に本社債に関してR & I が公表する情報へのリンク先は、R & I のホームページ (<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>) の「格付アクション・コメント」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるレポート検索画面に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下の通り。

R & I : 電話番号 03-6273-7471

2. 社債、株式等の振替に関する法律の適用

本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）（以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受ける。

3. 期限の利益喪失に関する特約

当会社は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、本社債について期限の利益を失う。

- (1) 当会社が別記「償還の方法」欄第2項又は「利息支払の方法」欄第1項の規定に違背したとき。
- (2) 当会社が発行する本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来したにもかかわらずその弁済をすることができないとき。
- (3) 当会社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、若しくは当会社以外の社債又はその他の借入金債務に対して当会社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行がされないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が10億円を超えない場合は、この限りでない。
- (4) 当会社が破産手続開始、再生手続開始若しくは更生手続開始の申立をし、又は取締役会において解散（合併の場合を除く。）の決議を行ったとき。
- (5) 当会社が破産手続開始、再生手続開始若しくは更生手続開始の決定、又は特別清算開始の命令を受けたとき。
- (6) 当会社が関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律の定める業務の全部若しくは重要な一部を休止若しくは廃止した場合、又はその他の事由により本社債の社債権者の権利の実現に重大な影響を及ぼす事実が生じた場合で、社債管理者が本社債の存続を不適当であると認め、当会社にその旨を通知したとき。

4. 期限の利益喪失の公告

本（注）3の規定により当会社が本社債について期限の利益を喪失したときは、社債管理者はその旨を本（注）5(2)に定める方法により公告する。

5. 公告の方法

- (1) 当会社は、本社債に関し、本社債の社債権者の利害に関係を有する事項であって、社債管理者が社債権者にこれを通知する必要があると認める事項がある場合は、これを公告する。
- (2) 本社債につき公告の必要が生じた場合は、法令又は契約に別段の定めがあるものを除き、当会社の定款所定の電子公告（ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、当会社の定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市内で発行される各1種以上の新聞紙にこれを掲載することにより行う。重複するものがあるときは、これを省略することができる。）又は社債管理者が認めるその他の方法によりこれを行う。また、社債管理者が社債権者のために必要と認められる場合には、社債管理者の定款所定の公告方法によりこれを行う。

6. 本社債の発行要項の変更

- (1) 当会社は、社債管理者と協議のうえ、本社債の社債権者の利害に影響を及ぼす事項を除き本社債の発行要項を変更することができる。
- (2) 本（注）6(1)に基づき本社債の発行要項が変更されたときは、当会社はその内容を本（注）5(2)に定める方法により公告する。ただし、当会社と社債管理者が協議のうえ不要と認めた場合は、この限りでない。

7. 社債権者集会

- (1) 本社債の社債権者集会は、法令に別段の定めがある場合を除き、当会社又は社債管理者がこれを招集するものとし、法令に定める手続に加えて、社債権者集会の日の3週間前までに、社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号に掲げる事項を公告する。当該公告をした場合、招集者は、社債権者集会の日の1週間前までに社債権者の請求があったときは、直ちに、社債権者集会参考書類及び議決権行使書面を当該社債権者に交付する。
- (2) 本社債の社債権者集会は東京都において行う。
- (3) 本社債及び本社債と同一種類の社債の総額の合計額（償還済みの額を除く。また、当会社が有する当該種類の社債の金額の合計額はこれに算入しない。）の10分の1以上に当たる社債を有する社債権者は、社債等振替法第86条第3項の規定により交付を受けた書面を社債管理者に提示し、社債権者集会の目的である

事項及び招集の理由を記載した書面を社債管理者に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

(4) 本（注） 7 (1)乃至(3)に定めるほか、当会社と社債管理者が協議のうえ社債権者集会に関し必要と認められる手続がある場合は、これを公告する。

(5) 本（注） 7 (1)及び(4)の公告は、本（注） 5 (2)に定める方法による。

8. 社債管理者への事業概況等の報告義務等

(1) 当会社は、毎事業年度、事業の概況、決算の概況等が記載された書類を社債管理者に提出する。

(2) 社債管理者は、本社債の社債権者の利益保護のために必要と認める場合は、法令、契約又は当会社の内部規則その他の定めに反しない範囲において、当会社に対し、事業、経理、帳簿書類等に関する報告書の提出を請求することができる。

9. 社債管理者による倒産手続に属する行為

本社債については、会社法第676条第8号に掲げる事項について定めないものとする。

10. 社債管理者による異議

本社債については、会社法第740条第2項本文の規定を適用しないものとする。

11. 発行代理人及び支払代理人

株式会社みずほ銀行

12. 元利金の支払

本社債にかかる元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

4【社債の引受け及び社債管理の委託（10年債）】

(1)【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	2,000	1 引受人は本社債の全額につき共同して引受並びに募集の取扱を行い、応募額がその全額に達しない場合には、その残額を引受ける。 2 本社債の引受手数料は額面100円につき金30銭とする。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	1,500	
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	1,500	
計	—	5,000	—

(2)【社債管理の委託】

社債管理者の名称	住所	委託の条件
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	本社債の管理委託手数料については、社債管理者に額面100円につき金1.2銭を支払うこととしている。

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
15,000,000,000	49,600,000	14,950,400,000

(注) 1. 上記金額は、第38回社債（一般担保付）及び第39回社債（一般担保付）の合計金額であります。

2. 上記発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2)【手取金の使途】

上記の差引手取概算額14,950,400,000円は、全額を別記「募集又は売出しに関する特別記載事項」に記載のソーシャルボンド・フレームワークの適格事業に関連する新規資金又は借換え資金に充当する予定であり、その内訳として、8,000,000,000円を2024年9月20日に償還予定の新関西国際空港株式会社第11回社債の償還資金の一部に、残額を2024年12月20日に償還予定の新関西国際空港株式会社第13回社債の償還資金の一部に、それぞれ充当する予定であります。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

ソーシャルボンドとしての適合性について

当社は、ソーシャルボンドの発行のために国際資本市場協会（ICMA）の「ソーシャルボンド原則（Social Bond Principles）2021（注1）」及び金融庁の「ソーシャルボンドガイドライン2021年版（注2）」に則したソーシャルボンド・フレームワークを策定し、適合性に対する外部評価（セカンドオピニオン）を株式会社格付投資情報センターより取得しております。

（注1）「ソーシャルボンド原則（Social Bond Principles）2021」とは、ICMAが事務局機能を担う民間団体であるグリーンボンド・ソーシャルボンド原則執行委員会（Green Bond Principles and Social Bond Principles Executive Committee）により策定されているソーシャルボンドの発行に係るガイドラインです。

（注2）「ソーシャルボンドガイドライン2021年版」とは、ソーシャルボンド原則との整合性に配慮しつつ、市場関係者の実務担当者がソーシャルボンドに関する具体的な対応を検討する際に参考となるよう、いわゆる先進国課題を多く抱える我が国の状況に即した具体的な対応の例や解釈を示すことで、ソーシャルボンドの社会的な効果に関する信頼性の確保と、発行体のコストや事務的負担の軽減との両立につなげ、我が国においてソーシャルボンドの普及を図ることを目的として、金融庁が2021年10月に策定・公表したガイドラインです。

ソーシャルボンド・フレームワークについて

当社は、ソーシャルボンド発行を目的として、ソーシャルボンド原則2021が定める4つの要件（調達資金の使途、プロジェクトの評価及び選定のプロセス、調達資金の管理、レポーティング）に適合するフレームワークを以下の通り策定しました。

1. 調達資金の使途

ソーシャルボンドの発行により調達された資金は、統合法で規定される事業のうち以下の適格事業に関連する新規資金又は借換え資金に充当する予定です。

適格クライテリア

適格事業	ICMA SBP カテゴリー	対象となる人々	SDGs との 整合性
空港事業 - 関西国際空港整備に係る債務の返済 - 関西エアポートが実施する関西国際空港における防災機能強化対策事業の支援 - 関西エアポートが実施するユニバーサルデザイン対応等を含む関西国際空港におけるT1 リノベーション事業の支援	手ごろな価格の基本的インフラ設備（輸送機関）（防災・減災対策） 社会経済的向上とエンパワメント 雇用創出	地域住民、障がい者、高齢者を含む一般の人々	8 働きがいも経済成長も 9 産業と技術革新の基盤をつくろう 11 住み続けられるまちづくりを
鉄道事業 関西国際空港鉄道施設の保守・管理			

2. プロジェクトの評価及び選定プロセス

当社総務部が関連する事業部門と協議を行い、適格クライテリアに基づき充当事業を選定します。ソーシャルボンドの発行に際し選定された充当事業については、財務担当役員が最終決定します。また、統合法に基づき、当社は毎事業年度の開始前に当該事業年度の事業計画を国土交通大臣に提出し、その認可を受けており、当該事業計画にはすべての適格事業が含まれています。

なお、適格事業について、環境・社会的リスク低減のため、以下についての対応が行われていることを確認します。

- 事業実施の所在地の国・地方自治体にて求められる環境関連法令等の順守と必要に応じた環境への影響調査の実施、及び事業実施に関して必要に応じた地域住民への十分な説明
- 人権への配慮

- ・ 法令を遵守していない不公正な取引、贈収賄・腐敗・恐喝・横領等の不適切な関係の排除

3. 調達資金の管理

当社総務部が、ソーシャルボンドの発行により調達した資金について、調達金額と同額が適格事業のいずれかに充当されるよう、半期毎に追跡管理し、充当状況を財務担当役員に報告します。また、対象事業を含む決算会計書類は会計年度終了時に会計監査人による会計監査を受けています。なお、未充当資金は現金又は現金同等物で管理する予定です。

4. レポーティング

当社は、ソーシャルボンドの発行により調達した資金の充当状況及び社会効果に関する指標等（インパクト）として、以下の通り当社が定めた内容について、調達資金が適格事業に全額充当されるまでの間、合理的に実行可能な限りにおいて、年1回、当社ウェブサイト上にて開示します。

<資金充当レポーティング>

- ・ 充当した資金の額
- ・ 未充当資金の概算額、充当予定時期及び未充当期間の運用方法
- ・ 借換え資金に充当した場合の概算額又は割合

<インパクト・レポーティング>

適格事業	インパクト		
	アウトプット指標	アウトカム指標	インパクト指標
関西国際空港整備に係る債務の返済	・ 空港関連施設の概要	・ 空港の年間利用者数 ・ 発着回数 ・ ネットワーク（エアライン数） ・ 総従業員数及びそれらに占める地域住民の割合	・ 安全・安心で利便性の高い空港運営の実現 ・ 我が国の産業、観光等の国際競争力の強化、及び関西における経済の活性化
関西エアポートが実施する関西国際空港における防災機能強化対策事業の支援	・ 防災機能強化対策事業の概要	・ 防災機能強化対策事業の進捗状況	
関西エアポートが実施するユニバーサルデザイン対応等を含む関西国際空港におけるT1 リノベーション事業の支援	・ T1 リノベーション事業の概要	・ T1 リノベーション事業の進捗状況	
関西国際空港鉄道施設の保守・管理	・ 鉄道関連施設の概要	・ 鉄道施設の年間利用者数	

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

第 1 【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

第 2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第 3 【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約（発行者（その関連者）と株式交付子会社との重要な契約）】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第 1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第12期（自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31日）2024年 6 月28日近畿財務局長に提出

第 2 【参照書類の補完情報】

参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以降、本発行登録追補書類提出日（2024年 7 月10日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

なお、当該有価証券報告書における将来に関する事項は、本発行登録追補書類提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項也没有ありません。

第 3 【参照書類を縦覧に供している場所】

新関西国際空港株式会社 本店
（大阪府泉南郡田尻町泉州空港中 1 番地）

第四部【保証会社等の情報】

該当事項はありません。

「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面

会社名	新関西国際空港株式会社
-----	-------------

代表者の役職氏名	代表取締役社長	千代 幹也
----------	---------	-------

- 1 当社は1年間継続して有価証券報告書を提出しております。
- 2 当社は、本邦において発行登録書の提出日（2022年7月15日）以前5年間にその募集又は売出しに係る有価証券届出書又は発行登録追補書類を提出することにより発行し、又は交付された社債券の券面総額又は振替社債の総額が100億円以上であります。

（参考）

新関西国際空港株式会社第29回社債（一般担保付）

（2021年12月20日の募集） 券面総額又は振替社債の総額 100億円

新関西国際空港株式会社第30回社債（一般担保付）

（2021年12月20日の募集） 券面総額又は振替社債の総額 180億円

合計額 280億円

事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移

1 事業内容の概要

当社は、2016年4月1日に新たな空港運営権者である関西エアポート株式会社（以下、「関西エアポート」という。）に対し、公共施設等運営権実施契約に基づき、空港運営事業を移管しました。これにより、関西国際空港及び大阪国際空港の運営は関西エアポートに引き継がれ、当社は関西エアポートが行う空港運営のモニタリング並びに給油事業及び鉄道事業を行っています。

2 主要な経営指標等の推移

（1）連結経営指標等

回次	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期
決算年月	2020年3月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月
営業収益 (百万円)	67,217	62,068	54,201	56,349	59,610
経常利益 (百万円)	21,348	19,653	7,529	11,474	13,111
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	10,748	10,401	692	3,124	4,211
包括利益 (百万円)	15,071	14,779	5,415	7,609	8,424
純資産額 (百万円)	879,030	893,809	899,225	906,834	915,259
総資産額 (百万円)	1,989,485	2,153,770	2,141,351	2,124,908	2,051,184
1株当たり純資産額 (円)	59,214.02	60,165.96	60,229.38	60,515.34	60,907.64
1株当たり当期純利益 (円)	983.71	951.93	63.42	285.96	385.47
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	32.52	30.52	30.73	31.12	32.45
自己資本利益率 (%)	1.68	1.59	0.11	0.47	0.63
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	16,559	14,089	21,980	24,480	30,557
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△1,040	△4,240	△28,555	△23,652	△10,945
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	112,087	154,594	△37,786	△25,519	△83,354
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	135,704	300,148	255,786	231,095	167,353
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	47 (13)	43 (16)	30 (13)	32 (9)	34 (9)

- （注） 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。
2. 株価収益率については、非上場であることから記載していません。
3. 従業員数は、就業人員数を表示しています。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第 8 期	第 9 期	第 10 期	第 11 期	第 12 期
決算年月	2020 年 3 月	2021 年 3 月	2022 年 3 月	2023 年 3 月	2024 年 3 月
営業収益 (百万円)	67,217	62,068	54,201	56,349	59,610
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	2,714	873	△12,724	△7,545	△5,335
当期純利益又は当期純損失 (△) (百万円)	2,170	1,715	△8,677	△5,773	△4,147
資本金 (百万円)	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000
発行済株式総数 (株)	10,926,664	10,926,664	10,926,664	10,926,664	10,926,664
純資産額 (百万円)	595,145	596,861	588,183	582,410	578,262
総資産額 (百万円)	1,432,787	1,631,529	1,673,675	1,649,971	1,567,281
1 株当たり純資産額 (円)	54,467.27	54,624.29	53,830.11	53,301.73	52,922.16
1 株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
(うち 1 株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失 (△) (円)	198.64	157.01	△794.17	△528.38	△379.57
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	41.54	36.58	35.14	35.30	36.90
自己資本利益率 (%)	0.37	0.29	△1.46	△0.99	△0.71
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
従業員数 (人)	47	43	30	32	34
(外、平均臨時雇用者数)	(13)	(16)	(13)	(9)	(9)
株主総利回り (%)	—	—	—	—	—
(比較指標：—) (%)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
最高株価 (円)	—	—	—	—	—
最低株価 (円)	—	—	—	—	—

- (注) 1. 第 8 期及び第 9 期の潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。第 10 期、第 11 期及び第 12 期の潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、1 株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載していません。
2. 株価収益率については、非上場であることから記載していません。
3. 従業員数は、就業人員数を表示しています。
4. 株主総利回り、比較指標、最高株価及び最低株価については、当社株式は非上場であることから記載していません。